

## 標準利用期間を超える更新決定の取り扱いについて

### 1 標準利用期間について

- 障害福祉サービス事業のうち、自立訓練(生活訓練)、自立訓練(機能訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、自立生活援助については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

自立訓練(機能訓練)	1年6か月間
自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	2年間 (長期入院(概ね1年))又は施設入所していた方については3年)
就労移行支援	2年間 (あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得と目的とする養成施設を利用する場合は3年間又は5年間)
自立生活援助	1年間

- 利用者のサービスの利用については、原則、上記の標準利用期間内となります。
- ただし、標準利用期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合に限り、標準利用期間を超えて最大1年間の更新(原則1回)をすることができることになっています。

### 2 標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合

- 更新の理由が、「日中に通所する場所が必要」「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動サービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない固有の理由が必要となります。

自立訓練(機能訓練)	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。 (採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定があるなど)
自立生活援助	単身等での生活を維持するため、さらに継続して具体的な調整や支援が必要であること。

### **3 手続き**

- ① 標準利用期間を超えてサービス提供の必要がある場合は、**支給期間終了日の前々月前までに**、立川市障害福祉課の地区ケースワーカーもしくは地区保健師に相談をするか、ケース会議を実施してください。
- ② 上記の結果、延長の必要性があると判断された場合には、別紙「訓練等給付事業の延長にかかる理由書」を事業所において作成し個別支援計画書とともに、**支給期間終了日の6週間前までに、立川市障害福祉課へ提出（厳守）**してください。  
**※ 就労移行支援(養成施設)を利用している方**  
就労移行支援（養成施設）とは、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許の取得を目指した事業所で、通常養成課程（標準利用期間）が3年又は5年です。延長が必要となった場合は、理由書の提出がなくても必要な期間延長して利用することができます。
- ③ 「訓練等給付事業の延長にかかる理由書」をもとに、区分認定審査会で審査し、延長の可否決定を行います。

### **4 理由書の記載上の注意点**

#### **(提案者)**

事業所の「サービス管理責任者」「施設長」等、職責を記載してください。（職員の個人名は不要です。）

#### **(本人および家族の希望)**

本人と家族（確認できる場合）の希望を記載してください。

#### **(当初支援計画の進捗状況)**

- ・ 契約してから現在までの支援内容及びその経過について、概要を具体的に記載してください。
- ・ 就労移行支援事業所においては、職場実習の実習先、実施期間、職業安定所（ハローワーク）での求職登録等について具体的に記録してください。

**※ 実習先や面接先を記載する場合、A社やB特例子会社等、固有名詞は伏せて記載してください。**

#### **(延長が必要となる理由)**

- ・ 「2 標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合」を留意の上、現状の課題およびそのサービスを引き続き継続することが必要である固有の理由（延長して取り組む内容）を具体的に記載してください。
- ・ 「通所先が必要」等といった日中活動サービス全般に係る理由では認められません。

(今後の支援)

- ・ 今後の具体的な目標や支援内容、スケジュール、その見通しについて記載してください。
- ・ 就労移行支援は、具体的な就労までに至るスケジュールを、自立訓練は訓練終了後の生活を見据えたスケジュールを記載してください。

立川市福祉保健部障害福祉課

住所：立川市泉町 1156-9

電話：042 - 523 - 2111 内線 1513,1517～1523

E-mail : [shougai-fukushi@city.tachikawa.lg.jp](mailto:shougai-fukushi@city.tachikawa.lg.jp)